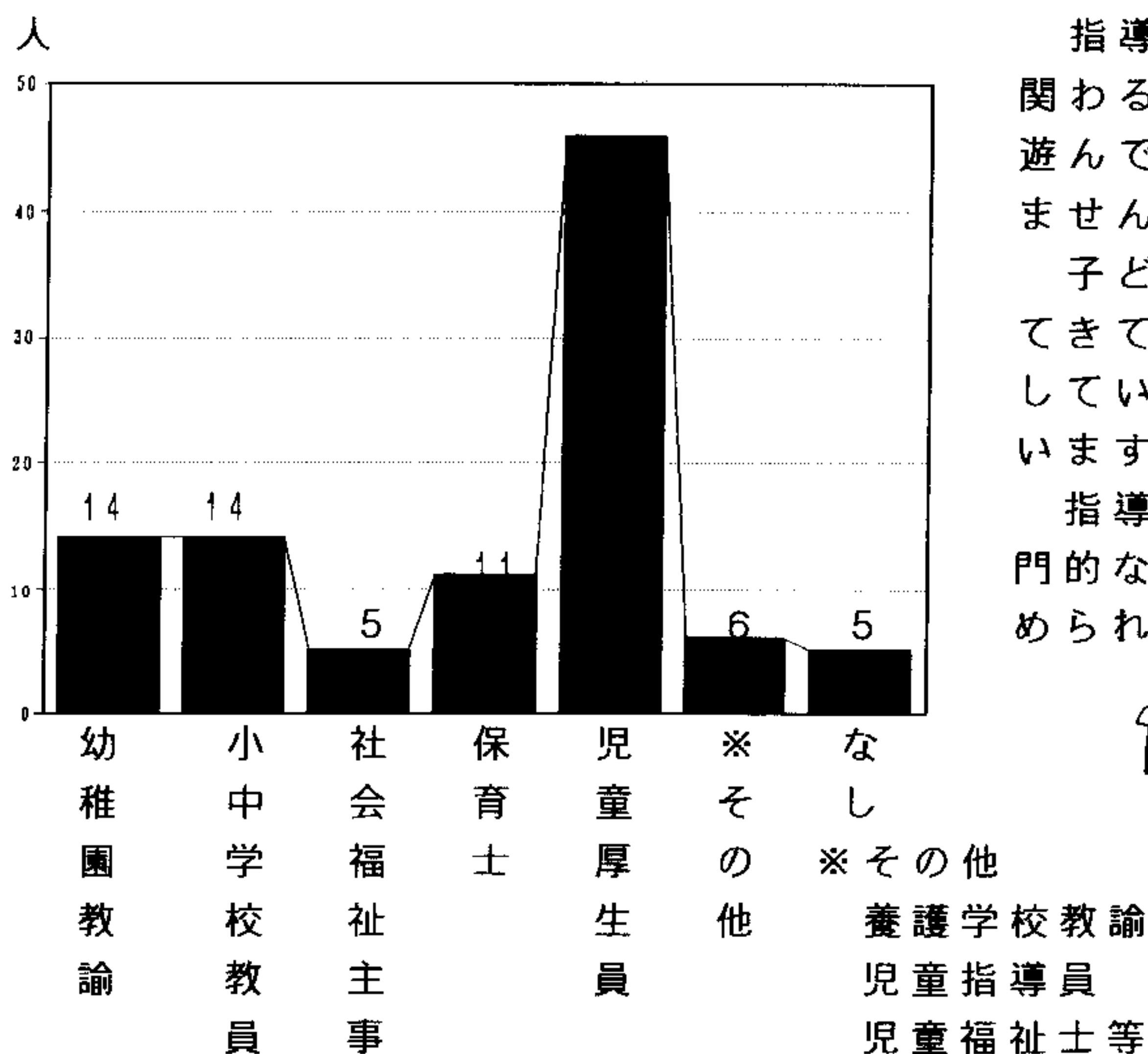


# 指導員は資格があるのですか

指導員は資格があるのですか、または資格を持っていますか、と聞かれることがあります。

これまで指導員の資格に関しては、市の運営要綱・委託要項には記載されていません。各運営委員会では、指導員の募集にあたり、それぞれの基準で採用してきました。

現在、働いている指導員（週30時間以上勤務）の多くは、下表のような資格を持っています。



99年6月実態調査より…複数回答あり

「週30時間以上勤務指導員の取得(見込み含)資格」

私たちは資格だけに頼ることなく、日々の実践と日常の学習の積み重ねを通して、指導員としての誇りを持って仕事をしてきました。

公設公営後も私たちの持つ資格と経験を生かし、働き続けたいです。

指導員の仕事は子どもの成長に直接関わるものであり、ただ単に子どもと遊んでいれば良いというものではありません。

子どもを取り巻く環境が複雑になってきている中で、子どもを理解し援助していくことは年々難しくなっています。

指導員は、より深く学び研究し、専門的な力量を積み重ねていくことが求められています。



## 児童厚生員とは？

昨年の4月より、学童保育が児童福祉法に明記されました。このことによって、学童保育指導員は社会福祉事業に従事するものになります。具体的には、学童保育指導員として2年以上勤務したことが「児童の遊びを指導する者（児童厚生施設・児童館の職員）」や「母子指導員（母子生活支援施設の職員）」任用資格として認められることになりました。



## 船橋市学童保育指導員労働組合

1999年11月12日

No.9

# あらためて問う なぜ「競争試験」なのか

私たちはこれまで、公設公営学童保育指導員の採用にあたって「経験を評価してほしい」「継続して働けるようにしてほしい」と主張してきました。

しかし市は未だに「一般公募・競争試験」の実施を変えようとしません。そして「公設公営の指導員になりたかったら試験を受けなさい。合格するよう祈っている」などと明言しています。

一方、市は指導員の身分を「非常勤一般職」と位置づけています。ところが競争試験をするには大きな矛盾があります。それは「非常勤一般職」の「規則」には、職員の任用について「競争試験」を行うようには規定されていないからです。実際今まで市が行って来た採用方法には「競争試験」は行われず、すべて面接程度の「選考」が実施されてきました。

## 一般職の非常勤職員の任用、勤務条件に関する規則

(任用)

第3条 任用権者は、職務内容、期間、職場の実態等を考慮し、業務遂行上必要があると認められるときは、非常勤一般職を任用することができる。

2 前項の規定による任用は、選考により行うものとする。

「公設公営」学童保育といっても事業が引き続き行われるのに、なぜ指導員が選別されなければならないのか、どうして学童保育指導員だけが「競争試験」を受けなければならないのか納得いきません。

「非常勤一般職」の「規則」にもとづいて「選考」すべきです。

そしてその際、これまで指導員として働いてきた実績を考慮するよう主張します。

委託事業として運営が困難ななかで子どもたちの豊かな放課後と父母の労働を守るために努力してきました。

本来、公的な責任でやるべき事業を父母指導員とでになってきました。

公設公営は私たちも長い間、市に要望してきました。市の直営で事業が行われることは施設の改善、財政活動として大変なバザー一年何回もやる必要もなくなる、また少人数のクラブが財政難でつぶれる心配がなくなるなど、評価できる面もあります。

しかし、劣悪な条件のなか、事業を支えてきた現指導員がなぜひき続き働くことが出来ないのでしょうか。

船橋市学童保育指導員労働組合

1999年11月12日

NO.9

